第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年6月4日　午前10時00分　招集
2. 令和3年6月7日　午前10時00分　開議
3. 令和3年6月7日　午後 1 時34分　散会
4. 会議の区別　定例会
5. 会議の場所　阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1番	佐藤和宏	2番	佐藤菊男
3番	児玉正孝	4番	甲斐純一郎
5番	立石昭夫	6番	竹原祐一
7番	岩下礼治	8番	谷﨑利浩
9番	園田浩文	10番	菅　敏徳
11番	市原　正	12番	森元秀一
13番	大倉幸也	14番	田中弘子
15番	五嶋義行	16番	藏原博敏
17番	古木孝宏	18番	田中則次
19番	河﨑徳雄	20番	湯淺正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長（選管事務局長）	髙木　洋
市民部長（福祉事務所長）	宮﨑　隆	経済部長	阿部節生
土木部長（水道局長）	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	観光課長	秦　美保子
住環境課長	加藤勇二郎	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木　仁
水道課長	竹原昭典	税務課長	市原修二
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	岩下勝則

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　本　山　英　二　　議会事務局次長　市　原　多喜男
書　　記　山　本　悠　未

9.議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1　報告第 2 号　専決処分の報告について

日程第 2　承認第 4 号　専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について

日程第 3　承認第 5 号　専決処分した阿蘇市病院事業の設置に関する条例の一部改正について

日程第 4　承認第 6 号　専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について

日程第 5　承認第 7 号　専決処分した令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 6　承認第 8 号　専決処分した令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）について

日程第 7　承認第 9 号　専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 8　承認第 10 号　専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 9　報告第 3 号　令和 2 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 10　報告第 4 号　令和 2 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 11　報告第 5 号　令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 12　報告第 6 号　令和 2 年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 13　議案第 41 号　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 14　議案第 42 号　令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 15　議案第 43 号　令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 16　議案第 44 号　令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 17　議案第 45 号　令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 18　議案第 46 号　令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1

号）について

日程第19　議案第47号　令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第20　議案第48号　令和3年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第21　議案第49号　熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について

日程第22　諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第23　諮問第2号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第24　諮問第3号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第25　諮問第4号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第26　報告第7号　株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について

日程第27　報告第8号　一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

日程第28　請願第1号　新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願

午前10時00分　開議

1　開議宣告

○議長（湯淺正司君）　おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。したがいまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第1　報告第2号　専決処分の報告について

○議長（湯淺正司君）　日程第1、報告第2号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部まちづくり課長より報告を求めます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　おはようございます。

ただ今議題としていただきました報告第 2 号、専決処分の報告について、御説明申し上げます。議案集の 1 ページをお願いいたします。

提案理由ですが、本件は、令和 2 年 12 月 9 日、阿蘇市一の宮町宮地 2402 番地（熊本県阿蘇地域振興局駐車場）において発生しました公用車の物損事故について、令和 3 年 3 月 23 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

2 ページをお願いいたします。専決処分書になります。市は、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定するとしております。損害賠償の相手については、記載のとおりです。事故の詳細につきましては、令和 2 年 12 月 9 日、午前 9 時 45 分頃、阿蘇市一の宮町宮地 2402 番地（熊本県阿蘇地域振興局駐車場）において、後進してきた甲の車両が、経済部まちづくり課職員、40 代ですが、運転する公用車の運転席ドア付近に接触、損害を与えたものです。損害賠償の額は、甲は市に対し 9 万 6,878 円を支払う。甲の損害額 15 万 4,011 円、市の損害額 15 万 9,600 円、甲の過失割合 8 割、市の過失割合 2 割となっております。内訳について、後ほど御説明申し上げます。和解事項としまして、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認しております。

補足説明いたします。まちづくり課の職員が振興局に書類提出後、駐車場を徐行していたところ、甲の運転する車両が後方確認を行わないままバックをしまして、公用車の運転席側に接触したものです。職員も注意しながら徐行しておりましたが、未確認でバックしてこられ、避けようがないという状況でございました。しかし、双方とも動いておりましたので、過失割合については 8 対 2 という形になります。そのため、損害賠償の額につきましては、甲の損害額 15 万 4,011 円に対して、市の損失、過失割合 2 割、3 万 802 円が市の支払いとなり、市の損害額 15 万 9,600 円に対して、甲の過失割合 8 割分、12 万 7,680 円が甲の支払いとなりますので、12 万 7,680 円から 3 万 802 円を相殺いたしまして、9 万 6,878 円を甲が市に支払うものとなっております。

以上、報告させていただきます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

お諮りいたします。日程第 2、承認第 4 号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」から日程第 8、承認第 10 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」までは、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議ないものと認めます。よって、承認第 4 号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」から承認第 10 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般

会計補正予算（第 2 号）について」までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 2　承認第 4 号　専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について

○議長（湯淺正司君）　日程第 2、承認第 4 号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　おはようございます。

議案書 3 ページをお願いいたします。ただ今議案としていただきました承認第 4 号、専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由ですけれども、本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、御承認を求めるものです。

まず、専決処分書 4 ページをお願い申し上げます。専決処分書。阿蘇市税条例等の一部を改正することについて、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。専決処分日は、令和 3 年 3 月 31 日です。

今回の主な改正、個人住民税関係としましては、個人の市民税の非課税の範囲、寄附金税額控除、扶養控除申告書、退職所得申告書等の変更、いわゆるセルフメディケーション税制の 5 年間の延長、住宅ローン控除の適用期間の延長等が主な改正となっております。また、軽自動車税関係としまして、環境性能割の税率の区分の見直し等の改正、固定資産税関係としましては、農地及び宅地等の負担調整措置の仕組みの令和 5 年度までの継続、熊本地震に係る被災住宅用地に対する特例の延長等となっております。今回の地方税法の改正に併せまして、市の税条例の条項番号が大きく変わっておりますので、その引用もととなる条項番号の改正も行っております。

それでは、新旧対照表 13 ページから順次説明をさせていただきたいと思います。

まず、13 ページの第 24 条、個人の市民税の非課税の範囲、第 2 項、並びに 15 ページ、下のほうになります第 36 条の 3 の 3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、第 1 項、また 18 ページ、附則の第 5 条第 1 項についてですけれども、非課税限度額における国外居住者親族に 16 歳未満を追加する改正が行われましたので、市の条例についても改正を行っております。施行日は、令和 6 年 1 月 1 日となっております。

戻っていただきまして、13 ページ、第 34 条の 7、中段付近になります。寄附金税額控除、第 1 項に関しましては、特定公益行政法人に対する寄附金制度における寄附金の範囲に出資に関する業務に充てられることが明らかなものは除くとする改正がなされたことに併せ、本条例を改正するものです。施行日につきましては、令和 4 年 1 月 1 日となっております。

飛びまして、18 ページをお願い申し上げます。18 ページ、中段付近、附則の第 6 条にな

ってきます。特定一般用家庭医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、これに関しましては、いわゆるセルフメディケーション税制になってきます。5 年間延長する改正で、令和 4 年 1 月 1 日の施行となってきております。

21 ページ、お願いします。21 ページの附則の第 10 条の 4、中段からちょっと上です。これに関しましては、熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例を令和 4 年度まで延長する改正となっております。その下、第 10 条の 5 になります。これに関しましては、平成 30 年 7 月西日本豪雨に係る固定資産税の特例を新たに追加する改正となっております。

23 ページをお願いしたいと思います。23 ページ、中段から下になります。附則の第 11 条、附則の第 11 条の 2、24 ページ、中段付近の附則の第 12 条、そして 26 ページ、中段から下になります附則の第 12 条の 2 等につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整率について令和 5 年度までの延長を継続する改正となっております。

28 ページ、お願いします。28 ページ、中段よりやや上のほうです。附則の第 15 条の 2、及びその下になります附則第 15 条の 2 の 2、これにつきましては、軽自動車税について、環境性能割の税率区分の見直し、臨時的軽減の 9 か月間の延長、及びグリーン化特例は見直しを行った上で 2 年間延長する、そういった改正となっております。

32 ページ、お願いします。32 ページ、附則の一番下、第 26 条になります。第 26 条第 2 項に関しましては、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例としまして、令和 4 年度末までの入居者を住宅取得控除の対象とする、そういった改正になってきております。

33 ページ、お願いします。33 ページにつきましては、今回の地方税法の改正に伴いまして、項ずれ等の解消、反映を行うための改正となっております。いずれにつきましても、上位法であります地方税法等の改正に基づき専決処分をさせていただきました阿蘇市税条例の改正となっております。御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 4 号を採決いたします。承認第 4 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 3　承認第 5 号　専決処分した阿蘇市病院事業の設置に関する条例の一部改正について

○議長（湯淺正司君）　日程第 3、承認第 5 号「専決処分した阿蘇市病院事業の設置に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　おはようございます。

議案書 36 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました承認第 5 号、専決処分した阿蘇市病院事業の設置に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由につきましては、本件は、阿蘇医療センターにおいて、障害者の日常生活及び社会福祉を総合的に支援するための法律の規定に基づく短期入所を実施する事業所の開設に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、37 ページを御覧ください。専決処分書になります。内容は中段の記載のとおりです。読み上げます。阿蘇市病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。阿蘇市病院事業の設置に関する条例の一部を次のように改正する。第 3 条に次の 1 項を加える。4　病院の付帯事業として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく短期入所を実施する事業所の運営を行う。附則。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

補足説明としましては、阿蘇圏域に在宅で常時の医療管理及び介護が必要な方や子どもさんが複数名おられます。具体例としましては、人工呼吸器をつけて在宅生活を送っておられる方々になります。県の障がい者支援策としまして、介護者が疾病やその他の理由で一時的に在宅介護が困難になった場合、医療機関等で入院受入れを行う事業、これを「レスパイト入院」と言いますが、この受入施設が阿蘇圏域にはなかったので、県障がい者支援課より、ぜひ医療センターに事業所を開設していただけないかという要請があったところです。

なお、昨今のコロナ禍を鑑み、緊急的に開設申請を行い、本年 4 月 1 日付での県の承認となりました。

以上で、説明を終わります。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　お疲れさまです。9 番、園田です。

短期入所ということですけれども、期間がどれくらいかと、医療センターのどのフロアーに、どこの部分に具体的に設置されるのか。それと、実施した場合の人員確保あたりは大丈夫でしょうか。

○議長（湯淺正司君）　医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

実は、熊本地震の際に広域的な停電があり、御家庭の人工呼吸器が停止したということ

で、緊急避難的に当院に2名の子どもさんが入院されました。その際は、すみません、記憶は定かでないのですが、4、5 日間だったと思います。なお、今回、コロナ禍の中で保護者の方とか介護者の方がコロナの感染の危険性もあるということで、県から依頼があって開設の運びになったわけですが、今のところは、まだそういう具体例は発生しておりませんので、入院期間とか介護者の方の回復の次第によって、そこはケースバイケースになろうかと思っております。

病棟につきましては、2 階病棟に入ることになると思っております。なお、その際の人工呼吸器につきましては、患者様の持込みになりますので、それを使用するということになっております。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分した阿蘇市病院事業の設置に関する条例の一部改正について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 4　承認第 6 号　専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第4、承認第6号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第6号、専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について、御報告申し上げます。

別冊 1 を御覧ください。本件は、年度末に事業費が確定し、財源調整等を行ったものを中心に3月31日付で専決処分したものです。

まず、1 ページをお願いします。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億4,790 万 7,000 円を追加し、244 億 147 万 7,000 円としております。参考としまして、前年度（令和元年度）の最終補正予算額と比較しますと、約 61 億円程度の増となっております。

増加要因としましては、防災行政無線デジタル化事業、それからコロナ関連経費の増などが挙げられます。

それでは、まず6ページをお願いいたします。6ページは、第2表繰越明許費補正になります。上の段から追加した繰越事業が1件、真ん中の段が変更分としまして、繰越額を増額あるいは減額した事業が6件、一番下の段の廃止分につきましては、年度内に完了した事業など3件を廃止しております。

次に、7ページをお願いいたします。7ページからは、第3表地方債補正になります。事業費の確定と併せて、起債額が概ね確定し、こちらの 11 事業につきましてはすべて起債額を減額しております。

また、次の 8 ページの事業につきましては、一般財源で対応することとしたため、減額、廃止、起債の借入れはなしということにしております。

続きまして、9 ページを御覧ください。9 ページは、歳入予算の事項別明細書になります。右から2列目の補正額の欄を見ていただきますと、多くが減額となっております。歳入全体で減額が大きい項目としましては、16 国庫支出金、17 県支出金が挙げられます。逆に、増額している項目としましては、款 12 地方交付税、こちらが約 4 億 2,000 万円ほど増えております。こちらにつきましては、後ほど御説明いたします。

次に、10 ページをお願いいたします。10 ページは、歳出予算の事項別明細書になります。こちらも補正額、左から3列目の額を見ていただきたいと思います。ほとんどの項目が減額となっております。昨年度は、コロナの影響などで事務事業を休止したり、イベントを自粛したり、また入札残によるものなど、事業費の確定と併せまして全般的に減額している予算が多くなっております。

それでは、歳入予算の主な増減項目について、13 ページ以降で説明します。13 ページの上から 2 段目になります。款 12 地方交付税のうち、特別交付税が 3 月に確定しまして、今回 4 億 2,452 万 4,000 円を増額追加しております。特別交付税の交付額に関しましては、対前年度比約 2 億 6,000 万円の減となっておりますが、熊本地震以降 3 年間限定で特別に措置されておりました災害関連経費、いわゆる連年災、こちらが令和 2 年度からなくなりましたので、通常ベースに戻って、交付総額が約 8 億円程度になっております。

次に、16 ページをお願いいたします。16 ページの下から 2 行目、右端の平成 28 年熊本地震復興基金交付金になります。令和 2 年度も県の復興基金交付金を活用しまして、被災宅地復旧事業など 11 の事務事業に対し、約 9,900 万円を充当することとしております。今回震災からの復旧・復興が落ち着き、各種補助金申請件数が当初予定より大幅に少なくなったことなどから、執行残である約 1 億 9,000 万円を減額しております。

次に、19 ページをお願いいたします。19 ページの一番下、左端の目で申し上げますと、目 11 熊本地震復興基金繰入金になります。こちらは、市町村の創意工夫分としまして、基金に積み立てているものです。令和 2 年度は、震災記録誌、ＪＲ赤水駅環境整備事業、仙酔峡駅舎等解体事業など、翌年度繰越分を含む 5 つの事業に約 3 億円を充当することとしております。なお、基金残高につきましては、翌年度に取崩しを予定している事業が既にありま

すので、予算上は残りが 900 万円程度となる見込みです。

次に、20 ページをお願いいたします。中段以降の款 23 市債の一番上の減収補塡債につきましては、コロナの影響等で減収が見込まれる税目に対し、特別に発行が可能になった起債でございまして、今回 9,160 万円を借り入れることとしております。

続きまして、歳出の主な項目について御説明させていただきます。基本的には冒頭で申し上げました事業費確定に伴う予算の減額が主となっておりますが、増額になった事業を中心に主な項目のみ御説明させていただきます。

まず、22 ページの一番下になります。目 17 熊本地震復興基金費につきましては、平成 30 年度から繰り越していた仙酔峡ロープウェイの鋼索撤去等工事が終了しまして、執行残として約 800 万円ほど残りましたので、その分を基金に積み戻すこととしております。

次に、25 ページをお願いします。25 ページの下のほうから 26 ページにかけて、目 15 新型コロナウイルスワクチン接種費になります。国庫補助金が約 800 万円増額されておりますので、併せて 26 ページの中段にございますワクチン配送委託料などを追加計上しております。なお、ワクチン接種費につきましては、全額を国負担で賄うこととしておりまして、そのうち約 6,300 万円を令和 3 年度に繰り越して執行することとしております。

次に、37 ページをお願いいたします。37 ページの中段になります。目 2 体育施設費の 14 工事請負費の一番下になります。コロナ対策としまして実施した教育施設網戸改修工事につきましては、市内の社会体育施設と学校の体育施設におきまして年度内に工事が完了しましたので、執行残の 30 万 7,000 円を減額しております。

最後に、40 ページをお願いいたします。40 ページの一番下、款 13 予備費になります。今回の最終専決予算では、歳入では特別交付税の増額、それから歳出ではコロナの影響により事務事業を縮減しておりますので、予備費に 5 億 4,290 万 6,000 円を追加し、補正後の額を 244 億 147 万 7,000 円としております。

以上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　8 番、谷﨑です。

6 ページに変更の部分が書いてありますが、この中の飲食店等コロナ感染防止対策補助金と宿泊客誘致緊急対策事業、この 2 つについて、今どういう具合で動いているか、感染症対策については、動きが止まって、新しい年度で始まってないように思えるんですが。あと、宿泊については、まだ難しいと思うんですけれど、今も別室で宿泊関係の会議があっていますが、動きがどうなっているか、それについて 2 つ説明をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　まずは、新型コロナの飲食店の補助金です。これにつきましては、6 月の広報誌でも記載させていただいておりますが、商工会と打合せをさせていただきまして、今のところ 6 月 21 日から飲食店、小売店、それと県が事業枠を拡大しましたので、対面での接客を伴う事業者の方々まで広げた形と、それと運転代行業の車両等にも

適用ができるとなっておりますので、その分については 6 月 21 日から商工会で受付を実施するという形にしております。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　それでは、宿泊客誘致緊急対策事業の現状において説明します。

まず、昨年の実績ですけれども、宿泊割引、夏と春、2 回しました。3,290 万円分の補助を出しまして、8,050 泊分ですね。それと、合宿が 35 万 9,000 円で、延べ 27 団体が利用しております。繰り越した分の 5,274 万円ですけれども、こちらについては、今年度中に 2 回、宿泊キャンペーンができたらと思っております。内訳としましては、4,510 万円を宿泊補助に、それと教育旅行の支援に 500 万円、スポーツ合宿支援に 264 万円を予定しております。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 6 号を採決いたします。承認第 6 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、承認第 6 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 5　承認第 7 号　専決処分した令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 5、承認第 7 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第 7 号、専決処分した令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。別冊 2 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。本予算は、第 4 号補正としまして、令和 3 年 3 月 31 日に専決処分をしております。第 1 条に記載しておりますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,480 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 7 億 7,350 万 2,000 円と定めております。

3 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費補正になります。繰越対象事業の進捗実績によりまして、繰越額 1 億 3,234 万 7,000 円に変更をしております。

4ページをお願いいたします。第3表地方債補正になります。右から4列目になりますけれども、起債の限度額につきまして事業の実績によって1,480万円を減額し、1億5,260万円に変更しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。歳出予算になります。款2事業費、目1下水道事業費につきまして、事業実績により1,480万円を減額し、3億6,335万7,000円としております。節12委託料を1,032万5,000円、節14工事請負費を447万5,000円、それぞれ実績により減額をしているところです。

簡単ですが、説明につきましては以上です。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第7号を採決いたします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、承認第7号「専決処分した令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第6　承認第8号　専決処分した令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第6、承認第8号「専決処分した令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第8号、令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊3、1ページをお願いいたします。本予算は、第6号補正となります。年度末の財源等の調整を要したために、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,156万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ36億6,703万9,000円としました。

4ページをお願いいたします。歳入です。款5国庫支出金、款6県支出金につきまして、

交付額の確定により合計で1億1,156万2,000円を増額しております。

5ページをお願いいたします。続きまして、歳出です。歳入の確定による財源変更と療養給付費の確定に伴う予算の増額を図っております。

まず、目1一般被保険者療養給付費につきましては、額の確定に伴い1億800万円を増額しております。

次に、目1傷病手当金につきましては、170万円を減額しております。

次に、目1一般被保険者医療給付費分につきましては、526万2,000円を歳入の確定に伴う財源変更を行い、同額を予備費に充てております。

以上、歳出合計としまして1億1,156万2,000円を増額としました。

御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第8号を採決いたします。承認第8号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、承認第8号「専決処分した令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第7　承認第9号　専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第7、承認第9号「専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　ただ今議題としていただきました承認第9号、専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について、御報告申し上げます。

別冊4の1ページをお願いいたします。まず、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,277万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ151億1,726万6,000円と定めております。

まず、7ページの歳出予算で御説明させていただきます。本件は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯の方に生じている子育て負担の増加や収入減少に対する支援を引き続き行うため、7ページの一番下

になります子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。こちらは、一定の要件を満たしたひとり親世帯の方を対象に児童1人当たり5万円を支給するための費用で1,825万円を計上しております。

次に、1ページ前に戻りまして、6ページになります。歳入では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金としまして、事務費と事業費を歳出と同額を計上しておりまして、財源につきましてはすべて国庫補助金で賄うこととしております。

なお、本給付金につきましては、コロナ禍におけるひとり親世帯の困窮状況を踏まえ、早期に給付する必要がございましたので、4月2日付で専決処分を行ったものです。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第9号を採決いたします。承認第9号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、承認第9号「専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第8　承認第10号　専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第8、承認第10号「専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　ただ今議題としていただきました承認第10号、専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について、御報告申し上げます。

別冊5の1ページをお願いいたします。まず、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,301万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ151億4,028万3,000円としております。

こちらも7ページの歳出予算から御説明させていただきます。本件は、新型コロナウイルス感染症の影響で困窮する子育て世帯の方への国の緊急支援策としまして、ひとり親世帯の方だけにとどまらず、ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯の方に対しましても、児童1人当たり一律5万円を支給するため、7ページの一番下になりますが、子育て世帯生

活支援特別給付金（その他世帯）としまして 1,950 万円を計上しております。

次に、1 つ前の 6 ページになりますが、こちらもひとり親世帯同様に、すべて国庫補助金で対応することとしております。

なお、本給付金につきましても、早期に給付支援する必要がございましたので、5 月 14 日付で専決処分を行ったものです。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　8 番、谷﨑です。

先ほどのひとり親世帯は 4 月 2 日に専決されていまして、これは 5 月 14 日になっています。どちらも困窮はしていると思うんですけれども、遅れた理由と、もう一つ、5 月 14 日だったら専決でなくても臨時議会を開けたのではないかと思うんですけれど、間に合わなかった理由をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　まず、両議案が一度にできなかった理由というのは、別冊 5 の承認第 10 号のひとり親世帯分ではなく、非課税世帯分、こちらが後に国の制度ができまして、時期的にかなりずれがありましたので、同時に上げるというのはできませんでした。これが臨時議会等を開設できなかった理由ですけれども、支給については 6 月末ぐらいを予定していますが、それに必要なシステム、非課税世帯の抽出とか、そういう部分の構築というのが早期にしなければ間に合わないということで、その分を上げる際に専決処分という形でお願いをしたところです。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　これは、通達があって、何日間ぐらいで決めたんですか。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　申し訳ございません。通達日、今日準備しておりませんが、10 日前後が通達だったと思います。その後で早急に処理をしたと記憶しております。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 10 号を採決いたします。承認第 10 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、承認第 10 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」は、承認することに決定をいたし

ました。

日程第９　報告第３号　令和２年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（湯淺正司君）　日程第9、報告第3号「令和2年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　ただ今議題としていただきました報告第3号、令和2年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

議案集の 38 ページをお願いいたします。初めに、提案理由ですが、本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものです。

繰越計算書につきましては、次の 39 ページをお願いいたします。39 ページ、表の上の中央に翌年度繰越額という欄がございます。こちらの翌年度繰越額の大きい事業としまして、主な部分について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、左端の1列目と2列目に款と項がありまして、一番下の商工費の商工費を見ていただきたいと思います。商工費欄の一番上の阿蘇市地域振興緊急対策事業補助金、いわゆるプレミアム付商品券事業につきましては、約6,800万円を繰り越しております。コロナの臨時交付金を活用した経済対策でございまして、昨年度から引き続き第2弾としまして繰越しをするものです。

また、その2つ下の阿蘇山火口二次避難施設整備事業、約3億6,000万円につきましては、令和2年度の国の第3次補正を活用して3月補正で予算化したもので、阿蘇山の規制状況にもよりますが、これから工事を進めていく計画です。

続いて、次の 40 ページをお願いします。上から 6 行目になります。市営住宅建替事業につきましては、赤水西住宅の整備事業でございまして、翌年度繰越額が約5億2,000万円、またその 1 つ下の防災行政無線デジタル化整備事業につきましては、約 11 億 3,000 万円を繰り越しております。

今回の令和3年度への繰越事業につきましては、全部で42件、総額で約33億円でございまして、コロナの影響で遅れた事業や国の第3次補正により年度末に予算化した事業、それから用地買収の関係などもございまして、例年と比べて繰越額、繰越件数ともに増えている状況です。

以上、御報告させていただきます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　商工費の弁護士委託事業というのは何ですか、繰越し。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　その 60 万円は、東阿蘇観光開発株式会社の会社整理につい

て弁護士にお願いしております。会社と市に負担がない形を検討いただいており、時間を要しております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　どういう形にか整理してしまうということですか。もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　そうですね。もちろん施設解体が進んでおりますので、そういった方向になると思いますが、もう一つ、借入金の返済がございます。その関係もありまして、それが令和 6 年度まで続きますので、そういった中でどういった会社の整理の仕方がいいかということを弁護士と、もう一つ、税理士とも協議中でございまして、しっかり検討していきたいというところで繰越しをさせていただきました。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　9 番、園田です。

上から 2 番目の民生費の仮設住宅内の談話室の移築と合築と出ておりますけれども、坊中は医療センターでその後の使用があっていますけれども、結局、体育館の横か、阿蘇北中学校の跡か、あぴかのところの談話室の件ですか。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　仮設住宅跡地につきましては、おっしゃるとおりですけれども、体育館の横につきましては、もともとゲートボール場でございましたので、教育課と協議の上、6 月補正でゲートボール場への原状復旧という形で予算を計上させていただいているところです。残りにつきましては、整地をして、そのまま教育委員会にお返しするという形です。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 3 号は、これで報告を終わります。

日程第 10　報告第 4 号　令和 2 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（湯淺正司君）　日程第 10、報告第 4 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　ただ今議題としていただきました報告第 4 号、令和 2 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

議案集の 41 ページをお願いいたします。まず、提案理由ですが、本件は、事故繰越しに

係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものです。

この繰越計算書につきましては、次の 42 ページをお願いいたします。先ほどの繰越明許費とは若干様式が異なりますが、事故繰越しの2件につきましては、令和元年度予算を昨年度から引き続き再度繰り越すものです。

まず、一番上の中岳中央火口園地整備事業につきましては、昨年度測量設計業務委託料として385万円を支出しており、残りの工事請負費6,615万円を翌年度に繰り越すことにしております。繰越理由としましては、火口の噴火警戒レベルの上昇や、関係団体との協議調整に時間を要したことなどに伴いまして繰り越すものです。

次に、その下の土木費の河川維持事業につきましては、用地取得に不測の日数を要したため、37万2,000円を繰り越すものです。

なお、事故繰越しの総額としましては、全体で6,652万2,000円となっております。

以上、報告させていただきます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第4号は、これで報告を終わります。

日程第11　報告第5号　令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（湯淺正司君）　日程第 11、報告第 5 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　ただ今議題としていただきました報告第5号、令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御説明を申し上げます。

議案集 43 ページをお願いいたします。まず、提案理由ですが、本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものです。

詳細につきましては、次の 44 ページをお願いいたします。繰越計算書になります。繰越額につきましては、5列目、翌年度繰越額の欄、1億3,234万7,000円になります。この内訳につきましては、南黒川地域の下水道整備計画に伴います測量設計委託料3,234万8,000円、それから下水処理場汚泥処理等の耐震化実施設計の委託料1,523万円、それから新橋中継ポンプ場の設備改修及び電気設備の更新工事8,476万9,000円が内訳です。測量設計、それから新橋中継ポンプ場の改修関係につきましては、令和2年度中に契約を結んで、現在施工中です。汚泥処理施設の耐震関係につきましては、今後、速やかに事業に取りかかってい

くという計画にしております。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第5号は、これで報告を終わります。

日程第12　報告第6号　令和2年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（湯淺正司君）　日程第12、報告第6号「令和2年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　議案書45ページをお願いします。ただ今議題としていただきました報告第6号、令和2年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書について、御報告申し上げます。

提案理由につきましては、本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により資本的支出予算を繰り越したので、同法第26条第3項の規定により予算繰越計算書を調製し、報告するものであります。

計算書につきましては、46ページを御覧ください。昨年の12月議会におきまして補正予算の御承認をいただきました新型コロナ対策に必要な備品購入費のうち、記載の3事業につきまして予算計上額合計1,548万8,000円を令和3年度に繰り越して執行します。理由としましては、一番右端に記載しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、年度内納品が不可能となったためです。

なお、補足説明としましては、熱水洗濯機、乾燥機につきましては、本年4月末に納品が終わり、現在は稼働しております。自動再来受付機、自動精算機につきましては、今月（6月）末に納品予定です。

以上、御報告させていただきます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第6号は、これで報告を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、暫時休憩をいたします。11時15分に再開いたします。

午前11時01分　休憩

午前11時15分　再開

○議長（湯淺正司君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 13　議案第 41 号　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（湯淺正司君）　日程第 13、議案第 41 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮﨑　隆君）　議案集の 47 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 41 号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明をいたします。

まず、提案理由ですが、73 ページをお願いいたします。本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、74 ページからの新旧対照表で主なものを御説明いたします。今般、上位法が改正されましたので、関係します 4 つの条例の一部を改正する条例を制定するものです。74 ページから 143 ページの新旧対照表になりますが、共通して高齢者虐待防止の推進、次にＩＣＴの活用、このＩＣＴは主にテレビ電話です。それと、配置基準等の緩和などが改正されております。

74 ページの中段の第 5 条を御覧いただきたいと思います。第 5 条につきましては、事業者において訪問介護、通所介護など、各サービスの割合等を利用者に説明することが求められることになりました。いわゆる質の高いケアマネジメントの推進となります。

次に、75 ページをお願いいたします。75 ページの上のほうになります。第 14 条関係です。ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所体で抽出するといった点検及び検証の仕組みが導入されました。また、会議や多種連携におけるＩＣＴの活用も盛り込まれております。

次に、第 2 条関係になります。84 ページをお願いいたします。84 ページの下段になります。第 48 条と 87 ページの第 57 条につきましては、地域の実情に応じて人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、サービスを行うオペレーターの配置基準などが緩和されたものです。

次に、97 ページをお願いいたします。97 ページの下のほうになりますが、第 83 条と 99 ページの第 84 条につきましては、介護老人福祉施設、これはあそん里とかみやま荘が挙げられますが、または介護老人保健施設、これは愛・ライフ内牧とかグリーンヒルになります。それと、小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合においては、入所者の処遇や事業所

の管理上、配置基準の見直しによりまして、支障がない場合は管理者と介護職員の兼務が可能とされたことによるものです。

次に、112 ページをお願いいたします。112 ページの下段になりますが、第 160 条の 3、これにつきましては、口腔衛生管理体制を整備いたしまして、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことが求められるようになりました。ただし、3 年間の経過措置期間が設けられております。

次に、121 ページをお願いいたします。これは第 3 条関係になりますが、これは全条に共通した事項であり、主に高齢者虐待防止の推進、またハラスメント対策の強化、ＩＣＴの活用などが求められております。

次に、127 ページをお願いいたします。第 4 条関係になります。127 ページの下段になりますが、第 10 条につきましては、管理者の配置基準の緩和ということで、共用型認知症対応型通所介護における管理者において、管理上、支障がない場合、本体施設と事業所の職務と併せて共用型のほかの職務に従事することが可能とされたことです。

140 ページをお願いいたします。140 ページから 141 ページにかけてになりますが、第 82 条になります。第 82 条につきましては、勤務体制の確保等については、認知症介護基礎研修の受講が義務づけられたということになります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行いますが、議案第 41 号から議案第 49 号まで、並びに請願第 1 号の質疑は、御承知のように、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。よって、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 14　議案第 42 号　令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 14、議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　別冊 6 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 42 号、令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について、御説明申し上げます。

まず、1 ページをお願いいたします。当初予算が骨格予算編成でございましたので、今回の補正予算（第 3 号）が本予算、いわゆる肉づけ予算になります。まず、第 1 条ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 億 364 万 9,000 円を追加し、163 億 4,393 万 2,000 円の編成としております。予算規模としましては、全員協議会でも申し上げましたように、前年度当初予算と比較して、約 22 億円の減での編成にしております。

それでは、まず6ページをお願いいたします。6ページは、第2表繰越明許費になります。坂梨保育園移転改修事業としまして1億5,610万9,000円を計上しております。本事業に関しましては、投資的経費でございまして、当初予算、骨格予算ではなく、今回の6月補正予算での計上となりましたので、適正工期を踏まえて繰越明許費を計上しております。

続いて、7ページをお願いします。7ページは、債務負担行為補正です。今年度から着手予定の農業振興地域整備計画の策定及びデジタル化に係る債務負担としまして、令和4年度から5年度までの2か年分の費用600万円を計上しております。

次に、8ページをお願いします。8ページからは、地方債の補正になります。

まず、こちらの8ページにつきましては、地方債の追加分12件でございまして、それぞれの事業ごとに起債借入れを計画しており、可能な限り交付税措置が有利な起債を活用することとしております。

続いて、9ページをお願いいたします。9ページは、地方債の変更分8件になります。中段の小型動力ポンプ更新事業など、消防・防災関係の3つの事業については、国の緊急防災・減災事業が5年間延長になったことを受けまして、交付税措置が有利な本起債に変更をしております。

それでは、主な歳入予算から御説明させていただきます。

12ページをお願いします。12ページの上から1段目と2段目になります。併せて見ていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金につきましては、固定資産税の事業用資産の減収分を国が全額補塡するものでございまして、当初予算から1億2,000万円を見込んでおりますが、今般、国からの予算費目に関する正式通知がございましたので、金額は変えず、予算費目のみを組み替えるものです。

続きまして、13ページをお願いします。13ページの中段になります。右端の説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になりますが、阿蘇市の配分限度額、本省繰越分としまして、国から約2億4,000万円が提示されております。令和3年度も引き続き感染予防と経済対策等を講じることとしておりまして、18事業の2億333万6,000円を計上しております。後で説明いたします歳出予算の中で、括弧書きでコロナ臨時交付金と記載してある事業が交付金の充当事業となっております。

次に、14ページをお願いします。14ページの中段以降になります。右端の説明欄の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金につきましては、先ほどは国の交付金でしたが、こちらは県の交付金でございまして、景気浮揚に係る観光振興策など、3つの事業500万円を計上しております。概ね2分の1の補助となっております。

続いて、16ページをお願いいたします。16ページの中段、ちょうど真ん中あたりの前年度繰越金になります。まだ令和2年度の決算は終えておりませんが、昨年度よりも多い約10億円前後の繰越金を見込んでおりまして、今回補正で不足する財源、約2億2,600万円につきましては繰越金を充てることとしております。

続いて、17ページをお願いします。17ページから18ページにかけて市債となっております。18ページの下から2行目の計を見ていただきますと、今回の補正額としましては5億

1,960 万円を追加しておりますが、補正後の数値としましては 9 億 5,140 万円と、市債借入額を 10 億円以内に抑制しているところです。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

19 ページをお願いします。まず、全般的事項としまして、このページに限らず、多くの費目におきまして、新年度 4 月 1 日付の人事異動に伴い、給料、職員手当等、共済費など、人件費の組替えを行っております。

次に、20 ページの中段を御覧ください。目 5 財産管理費になります。市役所本庁西側別館屋根改修工事につきましては、以前から本議会でも御指摘をいただいておりました西側別館の屋根の劣化が激しく、行政サービスに支障を来さないように改修工事を行うもので、1,130 万円を計上しております。

次に、その 3 つ下になります。目 8 情報管理費の 12 委託料ですが、議事録作成支援システム構築委託料 829 万 7,000 円を計上しております。こちらは、新型コロナウイルスに係る会議等の増加に伴い、職員の議事録作成時間を短縮し、業務を円滑に遂行していくため、ＡＩ機能を活用した音声認識による議事録作成支援システムを導入するものです。なお、財源はコロナ臨時交付金を全額充当しております。

次に、少し飛んで 29 ページをお願いします。29 ページの目 4 児童福祉施設費になります。中段に坂梨保育園移転改修事業に係る関連経費を計上しております。築 40 年が経過し、老朽化が著しい坂梨保育園を旧坂梨小学校に移転改修することで、多様な保育ニーズに対応できる安全で快適な保育環境の整備を図るものです。監理委託料として 540 万円、改修工事費として 2 億 5,000 万円を計上しており、財源につきましては合併特例債を活用する計画です。

続いて、同じページの下から 2 行目になります。保育所等施設整備等補助金（古城保育園大規模改修）につきましては、民間事業者が所有します古城保育園の大規模改修に係る費用の 4 分の 3 の額 5,625 万円を補助するものです。そのうち、市の持ち出しとしては 3 分の 1 となります。

次に、30 ページの一番下、仮設団地跡地原形復旧事業設計業務委託料の 300 万円と、めくって次の 31 ページの一番上、仮設団地跡地原形復旧工事の 1,800 万 1,000 円につきましては、熊本地震を受け、先ほどありました建設された内牧の体育館横の仮設団地跡地を原形復旧するための費用、合わせて約 2,100 万円を計上しております。財源は、すべて県支出金、災害救助費負担金を充当することとしております。

次に、35 ページをお願いします。35 ページの上から 5 行目、ページのちょうど真ん中あたりになりますが、大野川上流地区園芸用ハウス移転事業補助金 1,400 万円を計上しております。こちらは、梶ケ迫モデル団地へのハウスの移転事業であり、水利用面積の拡大、それから高付加価値作物の振興を図るため、事業費の 2 分の 1 を補助するものです。

次に、37 ページを御覧ください。37 ページの上から 2 行目、営業時間短縮要請協力金市負担金になります。こちらは、先月 5 月 16 日から 6 月 13 日までの期間、県内全域におきまして 21 時以降営業している飲食店等に対し、熊本県が営業時間の短縮を要請した件ですけれども、協力をしていただいた事業者の方へ協力金を支給するため、その 10 分の 1 の額

2,068 万 5,000 円を事業主体である県へ負担するものです。

続いて、その 1 つ下、地域振興緊急対策事業補助金につきましては、コロナ禍で厳しい状況にある地域経済の安定化を図るための支援事業でございまして、大きく 2 点ございます。まず、1 点目としまして、昨年度と今夏に引き続き、第 3 弾のプレミアム付商品券事業を実施する計画としております。また、2 点目としまして、従業員等の雇用の安定化、維持確保に向け、一定の要件を満たした市内事業主の方々に雇用維持支援金を給付するための費用など、合わせて 1 億 2,400 万円を計上しております。いずれも全額をコロナの臨時交付金で賄うこととしております。

また、その 5 つほど下になります。団体旅行感染症対策支援事業補助金につきましては、50 人以上を受け入れる市内の観光施設やレストランなどが実施する感染症対策に係る簡易工事、それから備品調達等に対し、1 施設当たり 30 万円を上限に 4 分の 3 の額を支援するための費用 450 万円を計上しております。

続いて、その 1 つ下の平日誘客促進キャンペーン事業補助金、こちらにつきましては、コロナ禍において、土日祝日前に集中する宿泊の分散化を図り、併せて市内飲食店等への支援につなげるため、平日宿泊客に対し、外食券 3,000 円相当分を 1,500 円で提供するための費用 1,650 万円を計上しております。

次に、少し飛びまして、土木費、43 ページをお願いします。下水道事業特別会計繰出金につきましては、4 月 1 日付の人事異動に伴う人件費分と消費税の修正申告等に伴う納税分、合わせて 2,774 万 4,000 円を一般会計から繰り出すこととしております。

続いて、46 ページをお願いします。46 ページの教育費になります。節で申し上げますと、1 報酬に会計年度任用職員（学習支援員）の報酬を計上しておりますが、コロナ禍におきまして、感染症対策と併せて効果的な事業の実施に向け、学習支援員を 2 人雇用するための費用、合わせて 277 万 9,000 円を計上しております。

続いて、50 ページをお願いします。50 ページの一番下の段になります。屋根の問題が発生しておりますアゼリア 21 につきましては、市職員で構成する検討準備会から民間ベースの検討委員会へ協議の場をシフトするため、委員の報酬及び費用弁償を合わせて 41 万 5,000 円を計上しております。

また、1 枚めくって、次の 51 ページになります。51 ページの一番上になりますが、検討委員会での検討に当たり、その手法、それから費用面などの根拠資料、検討資料を複数パターン用意する必要がございますので、調査業務委託料として 250 万円を計上しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　8 番、谷﨑です。

37 ページの上から 2 段目の営業時間短縮要請協力金市負担金ですが、具体的にはどういう形のときに幾らぐらいの負担金が出たのか。特に県のほうでまん延防止措置の期間があったりとかしますが、毎回緊急事態だったりとか、毎回変わっていますので、県の広報も分か

りづらいのですが、どういう対応をしていいのか、非常に分かりづらかったです。そして、各店舗は時短というよりも、結構閉めていた店が多かったと思いますので、その辺の補助の金額とか、具体的にどういうところで幾らとか、そういった説明をお願いします。

それと、もう一つ、38 ページの下から 3 番目の噴水公園の改修工事ですけれど、具体的にはどういったことをされるのか、結構老朽化しているところもあると思いますので、そのあたりも扱われるのか、それについてお伺いします。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　37 ページの時短要請協力金の負担金です。これにつきましては、まん延防止措置が発令されまして、もともとは熊本市内と有明保健所管内という形でしたが、5 月 16 日からは熊本県下全域の飲食店等について時短営業が要請されました。これに伴いまして、9 時以降の営業等をやめるという場合と、最初から休業してしまうというケースが出てきております。これに応じて、1 店舗当たり、過去の売上げに応じて 2 万 5,000 円から 20 万円までという形で協力金が支払える形になります。今回の 2,000 万円につきましては、第 3 回、前回緊急事態宣言が出たときの要請がありまして、そのときの実績数が阿蘇市においては 170 件ということでございましたので、県が今回の 1 店舗当たりの平均支給額を 4 万円強ということで算出しまして、2,068 万 5,000 円の負担割合ということで、10 分の 1 の負担割合が今回出てきております。今回についても、私たちにも県からなかなか情報が出てきていませんので、私たちも、週末でございましたので、報道で知ったような状況です。商工会から等もいろいろ情報が出ておりまして、今回については、最低でも 5 月 18 日から休業もしくは 9 時の営業で時短をされるという方については、最大要請期間の 29 日分の協力金が支給されるという形になります。ただ、これについては、まだ申請が始まっておりません。今、県の予定としては、6 月 14 日から申請を始めると、受付をするという情報は出てきておりますが、まだそこの部分について詳細な情報等が来ておりませんので、またこれが決まり次第、私たちもしくは商工会を通じて申請等についてはやらせていただければと思っております。

噴水公園の改修につきましては、噴火の火山灰の影響がかなりあったのではないかと考えております。今回、噴水公園については、点検をして、改修ということで、噴水の蛇口の部分等々の改修工事になってくるかと思っております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　県に対する苦情をここで言っても仕方ないんですけれど、今回のまん延防止は、県のホームページを見て、動画とかも見たんですけれど、結局具体的に何をしたらいいのかがいまいちよく分からなかったんですよね。それで、お店もそうですけれど、一般市民も、結局、熊本と阿蘇で行き来していいのかとか、そういったのを含めて分かりづらかったので、よかったら、各課、市民が分かるように説明する機会を持っていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑はありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　9番、園田です。

3点だけ、お願いします。

37 ページの観光振興費の阿蘇の農耕祭事と神話が物語るエンゲージメント・ツーリズム事業補助金と、その下の阿蘇の千年草原を活用したカーボンニュートラル 2050 への序章事業補助金というのが、2,000 万円と 1,500 万円、予算が付いています。これの財源と内容をお願いします。

それと、45 ページの老朽住宅の解体撤去工事ということで 1,800 万円上がっているんですけれども、まだ番出のほうは確か昭和 29 年に建った住宅に住まわれている方もいらっしゃると思うんですけれども、この撤去数と場所をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　それでは、37 ページの真ん中より下になりますけれども、阿蘇の農耕祭事と神話が物語るエンゲージメント・ツーリズム事業補助金 2,000 万円についてですけれども、その下のものも観光庁の事業で 100％の補助のものです。やはりコロナに対応する経済浮揚策ということで、こういった 100％の補助事業は出ています。結果から言うと、不採択の連絡が先日あったんですよ。本当に激戦ではありました。12 本ですか、全国で。下は、まだ何本取れているのかという情報が入ってきていません。下のカーボンニュートラル 2050 もつい最近、不採択の連絡がありました。申し訳ございません。

ちなみに、どんなものだったかというと、農耕祭事のものは、これがオンライン技術を活用するのが条件になっておりましたので、オンラインで農耕祭事の神話の主人公が出てきたり、ツアーとショッピングまでできるようにしておりました。下のものは、ＪＲ西日本、公共の乗り物として、それと日産自動車が電気自動車ということで、企業連携で商品造成を考えておりました。また、次、頑張っていきます。すみません。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　老朽化住宅の解体撤去工事ということですけれども、坊中南住宅の建設計画に伴いまして、既設の長屋 2 棟、それから戸建ての 9 戸について解体を計画しているところです。

それから、おっしゃるように、番出住宅、それから竹林住宅、それぞれ昭和 30 年頃の建築かと思いますけれども、退居者がいらっしゃいましたので、1 棟ずつ解体を計画しているところです。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　小里団地も 20 戸ですか、竣工されているみたいなので、関連で、今の空きの状態とか分かりますか。新小里団地、小里団地、空きの状態が分かれば教えてください。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　申し訳ございません。手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまたお伝えしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15　議案第 43 号　令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 15、議案第 43 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　ただ今議題としていただきました議案第 43 号、令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。別冊 7 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。本予算は、第 1 号補正になります。第 1 条に記載をしておりますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,774 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 億 4,139 万 1,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入になります。款 5 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金ですが、内容につきましては、歳出でも御説明申し上げますが、4 月の人事異動に伴います人件費増額分、それから消費税の修正申告に伴います納付分、合わせて 2,774 万 4,000 円を一般会計から繰り入れるものです。

次の 5 ページをお願いいたします。歳出になります。

款 2 事業費、目 1 下水道事業費になります。4 月人事異動に伴います人件費につきましては、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費、それぞれ御覧のとおり増額補正をしているところです。

続きまして、次の 6 ページになります。節 26 公課費です。下水道事業に係ります消費税申告につきまして、歳入でも申し上げましたが、税務署の指摘によって、過去の申告内容に一部誤りがあることが判明いたしまして、平成 27 年度分から令和元年度分、過去 5 年分につきまして申告内容を修正の上、本来納付すべき消費税の納付、それからこれまで還付を受けてきた分の返還が必要となりまして 2,499 万円を増額し、2,500 万円とするものです。

説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　消費税の問題ですけれど、すごく極端な金額なので、過去 10 年間を調べたんですが、大体還付金で何百万円ずつか戻ってきたのが計算間違いだったということですか。平成 26 年度から先にいくと、還付金ではなくて、還付加算金というのが 4,000 円ぐらいあったりとかするんですけれど、雑収入その他で 300 万円ぐらい入ったりして、この還付金自体が項目に上がっていないんですけれど、何かその辺で平成 27 年度以降は還付金というのが 300 万円あったり 100 万円あったりしているんですが、これはどちらにしても

事業をやって、事業収入があって、事業経費がありますから、事業経費分が事業収入よりも多いから、私は還付があるはずだと思っていたんですけれど、その計算自体が間違いだったということですか。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　この消費税につきましては、具体的に申し上げますと、起債の償還のために一般会計から繰り入れております償還金、これにつきましては、本来課税対象ではない、不課税扱いにしなさいということで定められているところですが、それについて課税対象として取り扱ってきたということです。そのため、下水道使用料等の受け取った消費税よりも支出において多く消費税を支払ったという形になって、これまで還付金を受けてきたということですけれども、その償還金については不課税扱いということですので、その分支払った消費税は少なくなりますので、差引き本来毎年納付をするという形になります。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　事業収入は 1 億 1,000 万円ぐらいですか、前で 1 億 3,000 万円ぐらいですか、10%としても 1,300 万円とか 1,000 万円ぐらいで、そして事業自体が何%補助か分からないですけれど、その補助を引いたとしても、事業経費が 4 億円とか 3 億円とかかかっているので、事業収入よりも多いと思うんです。払っている消費税のほうが多いと思うので、私は還付する金額になると思うんですけれど、それが間違いということで税務署から指摘があったということですか。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　そういうことになります。おっしゃいますように、収入につきましては、下水道使用料、約 1 億円ございますけれども、その 10%が消費税ということになります。支出につきましては、そのほとんどを補助金、交付金、それから起債借入れ等で賄っております。その分を除けば、純然たる支出といいますか、消費税がかかる支出についてはそれほど多くないということになりまして、実際には納付が必要という状況です。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　それでも何か分からない、おかしいと思うんです。それでも、経費にかかっている消費税のほうが多いと思うので、還付になると思うんですけれど、ぎりぎり納付があったとしても、そんなに大きな金額ではないと思うんです。今回、こういったのも入れて、二千何百万円になるというのはおかしいんじゃないかと思うんですけれど、よく納得がいかないです。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　実際計算しますと、毎年、約 300 万円ほどずつ納付が必要になります。したがいまして、今回の補正予算の額ということになるわけです。よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、午後1時から再開いたします。

午前11時54分　休憩

午後 1 時00分　再開

○議長（湯淺正司君）　休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第16　議案第44号　令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第16、議案第44号「令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　ただ今議題としていただきました議案第44号、令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊8、1ページをお願いいたします。本予算は、補正第1号となります。第1条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ467万円を減額し、歳入歳出それぞれ34億1,091万5,000円と定めさせていただきました。

6ページをお願いいたします。歳入です。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金としまして467万円を減額しております。これにつきましては、人事異動に伴う人件費、会計年度任用職員の報酬等を調整するもので、この補正全額を、7ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費へ充当させていただいております。

続きまして、8ページをお願いいたします。款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目2退職被保険者等医療給付費分に22万3,000円を増額しております。これは、令和3年度の国民健康保険事業納付金が確定したことに伴い、所要の補正を行いました。

次の款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費に計上しております会計年度任用職員の通勤報酬の補正8万7,000円と合わせて計31万円をこれらの財源として予備費を充当させていただいております。

説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17　議案第 45 号　令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 17、議案第 45 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　ただ今議題としていただきました議案第 45 号、令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊 9、1 ページをお願いいたします。本予算は、補正第 1 号となります。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 45 万 8,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 33 億 1,306 万 1,000 円と定めました。なお、本予算につきましては、人事異動に伴う人件費を調整するものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18　議案第 46 号　令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 18、議案第 46 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　ただ今議題としていただきました議案第 46 号、令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊 10、1 ページをお願いいたします。本予算は、補正第 1 号となります。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 7,291 万 5,000 円と定めさせていただきました。なお、本予算につきましても、人事異動に伴う人件費及び会計年度任用職員の報酬等を調整するものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19　議案第 47 号　令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 19、議案第 47 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補

正予算（第1号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第47号、令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊11の1ページをお願いいたします。今回の補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に10万円を追加し、補正後の予算額を1,849万1,000円と定めております。

まず、歳入について御説明いたします。6ページをお願いいたします。歳入につきましては、1項目のみで一般会計繰入金について10万円を追加計上しております。この繰入金につきましては、旧慣使用としまして、中荻の草の原野の一部貸付けに伴いまして、一般会計で受け入れる貸付収入の13%の額10万円を財産区の収入として計上するものです。なお、旧慣使用件数につきましては、5件、3.5ヘクタールとなっております。

次に、歳出予算になりますが、次の7ページをお願いいたします。7ページの上の段の款1の項2の目1諸費になります。先ほどの一般会計繰入金10万円を財源としまして、その3分の1の額を入会権者であります中荻の草牧野組合へ負担、支出するもので、3万4,000円を計上しております。また、一般会計繰入金の残りの金額6万6,000円につきましては、予備費に追加しております。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第20　議案第48号　令和3年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第20、議案第48号「令和3年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（竹原昭典君）　ただ今議題とさせていただきました議案第48号、令和3年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明させていただきます。

別冊12です。1ページです。令和3年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和3年度阿蘇市水道事業会計の補正予算（第1号）については、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めました収益的支出を次のとおり補正します。こちらは、7ページの予算明細書で御説明いたします。こちらは、人事異動に伴いまして、人件費の補正になります。給料につきまして230万円の補正、手当等につきまして140万円の補正、賞与引当金繰入額30万円の補正、法定福利費について100万円の補正、合計500万円補正になりま

す。したがいまして、上水道事業費、支出合計4億8,733万円に対しまして、補正500万円で4億9,233万円となります。

続きまして、第3条、予算第4条、本文括弧中、「不足する額1億6,597万7,000円」を、「不足する額2億897万7,000円」に改めます。

資本的収入、支出を次のとおり補正します。こちらは、8 ページ、9 ページの予算明細書です。

まず、8 ページの収入についてですけれども、当初暫定予算でございましたので、補正させていただきます。企業債を1億5,000万円補正します。工事負担金、こちらについては、下水道の工事負担金を900万円補正させていただきます。補正合計の上水道事業資本的収入を1億5,900万円補正しまして、1億9,510万3,000円とします。

続きまして、資本的支出ですけれども、こちらも暫定予算でございましたので、当初緊急的予算として工事費を3,000万円計上させていただいておりましたが、補正額として1億8,200万円、計2億1,200万円となります。こちらは、主に上水道地区の施設の更新工事費用となります。総係費で委託料、こちらも工事に関する設計委託料として、当初500万円計上させていただいておりましたが、2,000 万円補正しまして、2,500 万円となります。合計2億208万円が2億200万円補正されまして、4億408万円となります。

すみません、2ページに戻りますけれども、第4条の予算第7条に掲げます職員給与費の金額を次のように改める。職員給与費1億1,130万円、こちらは、第2条で述べさせていただきました500万円を補正しまして、当初1億630万円のところを500万円補正増額となりまして、1億1,130万円となるものです。

説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第21　議案第49号　熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について

○議長（湯淺正司君）　日程第21、議案第49号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、144 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 49 号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由です。144 ページ、下のほうになります。本件は、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

まず、この行政不服審査会、行政が行った処分に関しまして、その処分に不服がある場合に不服申立てをすることができる救済のための制度です。

それでは、次のページをお願いしたいと思います。145 ページになります。第 1 条になります。現在、阿蘇市におきましては、ここに記載の熊本市をはじめ、構成 12 市町村でこの広域行政不服審査会を設けております。今回新たに合志市が加わることに伴いまして、規約を改正、構成 12 市町村の同文による議決を求めるものです。

なお、施行日につきましては、令和 3 年 9 月 1 日です。

御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　お尋ねですが、これは熊本県内で区分けがしてあるわけですか。ここに載っている分が熊本県で全部ということですか。例えば、菊池市とか、入っていないところもありますが、どういうことになっているんですか。

○議長（湯淺正司君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　お疲れさまです。

この行政不服審査会、共同設置をしておりますのが、今現在 12 団体ございます。ここにない、それぞれの自治体につきましては、また別にそれぞれ個別に行政不服審査会を設けているところもございますし、また別に共同で設けていらっしゃるところもありまして、それらを個別に把握しているところはございません。阿蘇市とこの共同設置をします、今度 13 の団体になろうとしていますけれども、それでもって共同設置をしているということになっております。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　では、その共同設置の違いは何ですか。

○議長（湯淺正司君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　あくまでもこの案件と申しますのが、行政不服審査、合併以来、阿蘇市におきまして審査はございません。この審査委員会につきましては、その委員さん等を設けてまいるということでございまして、費用対効果等を考えたときに、件数も少なくございますので、共同で設置させていただいているという状況で、阿蘇市の取組になっております。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 22、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」から

日程第25、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議ないものと認めます。よって、諮問第1号から諮問第4号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。日程第22、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から日程第25、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第4号は、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第22　諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第23　諮問第2号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第24　諮問第3号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第25　諮問第4号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（湯淺正司君）　日程第22、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から日程第25、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮﨑　隆君）　議案集の146ページをお願いいたします。ただ今一括議題とさせていただきました諮問第1号から諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について、御説明をいたします。

まず、提案理由ですが、本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。なお、諮問第1号から諮問第4号の提案理由は同じですので、以下は省略させていただきます。

今回、法務大臣が委嘱いたします人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在、阿蘇市には9名の委員がおられますが、今回は4名の方が令和3年9月30日で任期満了を迎えるため、新たな候補者を諮問するものです。任期は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間となります。

まず、お一人目です。最初に、146ページの諮問第1号の岩永昭次氏です。阿蘇市一の宮町三野在住で、現職の委員であられます。今回、2期目の推薦です。

次に、148ページをお願いいたします。諮問第2号の河津伸哉氏です。阿蘇市小池在住で、新任で1期目の推薦です。

150ページをお願いいたします。諮問第3号、楢木野公亮氏です。阿蘇市一の宮町宮地在住で、新任で1期目の推薦です。

152ページをお願いいたします。最後に、諮問第4号になります。堀川淳氏です。阿蘇市

三久保在住で、新任で１期目の推薦です。

今回推薦いたします４名の方の経歴等を参考資料として載せております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第 22、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」から日程第 25、諮問第４号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議ないものと認めます。したがって、諮問第 1 号から諮問第 4 号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第 26　報告第 7 号　株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（湯淺正司君）　日程第 26、報告第 7 号「株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君）　お疲れさまです。

議案書 154 ページをお開きいただきたいと思います。ただ今議題としていただきました報告第７号、株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について、本件につきましては、地方自治法第 243 条の３第２項の規定により株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものです。

別にお配りしております別冊 13 を報告させていただきます。株式会社ＡＳＯワークネットにつきましては、平成 19 年 11 月に設立され、今回、第 14 期を迎える決算となっております。資本金 1,000 万円を阿蘇市が全額出資する法人となっております。

1 ページが事業報告となっておりまして、受託事業、業務請負につきましては、阿蘇山公園道路をはじめ、4 つの事業、それから指定管理事業につきましては、阿蘇体育館をはじめとする５つの施設について指定管理事業を行っているところです。

開けていただきまして、2 ページです。こちらの中ほどに第 14 期の決算ということで、簡単にまとめさせたものを付けさせていただいております。収入が一番右側の合計でございまして、2 億 1,833 万 5,249 円、これに対しまして、支出が 2 億 1,789 万 5,739 円というこ

とで、一番下になりますが、当期の純利益につきましては、56 万 8,755 円の黒字という形になっているところです。

資料につきましては、6 ページ以降に各財務諸表を添付させていただいておりまして、最後の 12 ページにつきましては、監査報告ということで 5 月 19 日、適法に処理記載されているということを確認させていただいているところです。

以上、御報告させていただきます。

○議長（湯淺正司君）　書類の内容について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第 27　報告第 8 号　一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（湯淺正司君）　日程第 27、報告第 8 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君）　ただ今議題としていただきました報告第 8 号、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出につきましてということで、議案書 155 ページをお開きいただきたいと思います。本件につきましても、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定によりまして経営状況を説明する書類を提出するものです。

別冊 14 で報告させていただきたいと思います。一般財団法人阿蘇テレワークセンターにつきましては、平成 24 年 4 月に設立されておりまして、資本金 3,000 万円を市が全額出資する法人となっております。

ページをお開きいただきまして、1 ページですが、主な事業としまして、光ネットワーク施設の管理運営というところで業務に当たっておりまして、会員数も 4,730 人ということで、事業の開始から 259.7%、また前年比で 113.9%の増という状況になっているところです。

決算の状況につきましては、2 ページをお開きいただきたいと思います。上段にございますが、当期収入合計というところです。こちらが 8 億 5,264 万 4,468 円となっております。また、その次、支出の部ですが、当期支出の合計が 7 億 9,283 万 7,702 円となっておりまして、一番下の欄です。当期一般正味財産増減額、こちらが収支となりますが、5,159 万 590 円の黒字という状況です。

3 ページから各財務諸表を付けさせていただいておりまして、27 ページに監査報告を付けさせていただいているところです。こちらにつきましても 5 月 17 日に監査を行いまして、財産管理等について適正に処理されていることが確認されているところです。

なお、28 ページからは補足資料としまして、決算の状況、また事業の概要等について概略をまとめたものを付けさせていただいております。

以上、御報告させていただきます。

○議長（湯淺正司君）　書類の内容について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第28　請願第1号　新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願

○議長（湯淺正司君）　日程第 28、請願第 1 号「新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6 番議員、竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　お疲れさまです。

それでは、紹介議員の説明を行います。

コロナ禍による飲食業の自粛など、米の需要が減少し、米価が暴落をしています。農林水産省は、主食用米について作付面積 5%に当たる 6 万 7,000 ヘクタールの転作、約 36 万トンの減産を生産者に迫っています。農林水産省の中間的取組の状況で、減産以降は、政府目標の約 5 割にとどまると試算、過去最大級の転作転換を実現するためには、より一層の取組が必要だとしています。これ以上の減産は、生産基盤を一層危うくするものです。需要減少による過剰在庫の責任を生産者、流通業者に押しつけるのではなく、国が責任を持って、市場隔離すべきであり、国による特別な対策が絶対に必要です。また、各地で取り組まれているフードバンクには食料などを求め、多くの方が参加されています。かつてない危機的状況の中で、苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策枠組みにとらわれない対策も求められているところです。この請願は、国による米の需要環境の改善、そして食料支援制度の創設、外国産米の輸入抑制を要望するものです。

議員各位におかれまして、阿蘇の基幹産業である農業を守り、発展させるためにも請願趣旨に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、請願第 1 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております請願第 1 号については、所管の経済建設常任委員会に付託をいたします。

以上で、議案の質疑が終わりました。

議案となっております議案第 41 号から議案第 49 号まで、並びに請願第 1 号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1 時 34 分　散会